

オンラインによる再審査等請求に係る接続試験実施要領

(令和6年10月版)

社会保険診療報酬支払基金

はじめに

本接続試験実施要領は、保険者等が使用するコンピュータシステムを開発しているメーカ等において、オンラインによる再審査等請求に関するシステムで作成した再審査等請求レセプトデータが、記録条件仕様等に適合しているかどうかを事前に確認したい場合に、当該データをオンラインにより支払基金のWEBサーバに接続して、接続試験を行う手続き等を取りまとめたものです。

平成23年 3月

改正 平成27年10月

改正 令和 6年10月

目 次

1	オンラインによる接続試験の届出	1
2	機関コード発行通知書等の送付	1
3	接続試験の運用日程	2
4	接続試験実施結果の連絡	2
5	電子証明書の発行手数料等	2
6	接続試験の環境利用料	2
7	電子証明書発行手数料及び接続試験環境利用料の請求	2
8	電子証明書の失効依頼	3
9	再審査等請求レセプトデータの受付チェック項目	3
10	その他	3

資料

オンライン接続試験に関するシステムベンダ及び販売会社等届（別紙 1）
電子証明書（発行・失効）依頼書（別紙 2）
システムベンダ・販売会社コードの決定について（別紙 3）
接続試験用オンライン請求ユーザ設定情報（別紙 4）
電子証明書発行通知書（別紙 5）
オンライン接続試験請求書（別紙 6）
オンラインによる接続試験に係る手続きの流れ（参考 1）
再審査等請求受付チェック（参考 2）

1 オンラインによる接続試験の届出

- (1) オンラインによる接続試験を希望する場合は、「オンライン接続試験に関するシステムベンダ及び販売会社等届」（別紙１）に「名称」、「担当者名」、「所在地」、「電話番号」、「オンライン請求システム利用規約の同意の有無」、「利用開始年月」、「利用するパソコンのOS・ブラウザ名」及び「電気通信回線の種類」を記載し、事前に支払基金まで提出願います。
- (2) 前記(1)の届出書には、貴社の登記簿の写しを添付してください。
- (3) 支払基金の接続試験用WEBサーバへのアクセスには、電子証明書が必要となりますので、「電子証明書発行依頼書」（別紙２）に「メーカー名」、「所在地」、「電話番号」及び「接続試験使用機関」を記載し、前記(1)の届出と併せ、接続試験を開始される前月の２０日までに提出願います。

なお、電子証明書発行依頼書は、１機関ごと（保険者・公費負担者）に依頼書の提出が必要となります。

※ 参考１ オンラインによる接続試験に係る手続きの流れ

○オンラインによる接続試験の届出の提出先

社会保険診療報酬支払基金

〒１０５－０００４

東京都港区新橋２－１－３

社会保険診療報酬支払基金 システム部請求支払システム課

TEL（代表）０３－３５９１－７４４１

メールアドレス sys_online@ssk.or.jp

2 機関コード発行通知書等の送付

- (1) 前記１の届出等を提出されたベンダ等に対し、支払基金から接続試験で使用する保険者番号又は公費負担者番号を記載した「システムベンダ及び販売会社コードの決定について（お知らせ）」（別紙３）を送付します。
- (2) 支払基金のネットワークに接続するための「ネットワークID」及び「ネットワークパスワード」、支払基金の接続試験用WEBサーバに接続するための「オンライン請求ユーザID」及び「オンライン請求パスワード」を記載した「接続試験用オンライン請求ユーザ設定情報」（別紙４）と、電子証明書をインストールするための「電子証明書発行通知書」（別紙５）を送付します。
- (3) 前記(1)及び(2)に併せ、支払基金のWEBサーバに接続するための「電子証明書」及びセットアップ並びに操作手順書（初期設定編・運用編）の内容が記録されたCD-ROMを送付します。

3 接続試験の運用日程

接続試験における毎月の運用日程については、次のとおりです。

- (1) 毎月の運用日程は、5日から月末までとなります。

※ 休日（土・日・祝日）を含む。

- (2) 日々の運用時間は、8時から21時までとなります。

4 接続試験実施結果の連絡

接続試験の結果については、オンライン請求システムから次の帳票が取得できます。

- (1) 再審査等請求オンライン受領書（PDF／CSVファイル）
- (2) 再審査等請求受付処理結果リスト（PDF／CSVファイル）
- (3) 再審査等請求請求状況ファイル（CSVファイル）

5 電子証明書の発行手数料等

- (1) 1機関あたり1,500円（消費税込み）です。

また、別途郵送料として、1送付あたり779円（消費税込み）をご負担いただきます。

- (2) 電子証明書の有効期間は、発行日から1年間です。

- (3) 電子証明書を更新する場合は、新たに電子証明書を発行いたしますので、「電子証明書発行依頼書」の提出が必要です。

なお、「オンライン接続試験に関するシステムベンダ及び販売会社等届」及び「登記簿の写し」を併せて提出願います。

6 接続試験の環境利用料

電子証明書の発行単位毎に接続試験環境利用料として、年間20,000円（消費税込み）が必要です。

7 電子証明書発行手数料及び接続試験環境利用料の請求

- (1) 電子証明書発行手数料及び接続試験環境利用料は、「オンライン接続試験請求書」（別紙6）により、併せて請求しますので、請求書に記載している口座へ期日までにお払込願います。

- (2) 払込に係る手数料等につきましては、利用者においてご負担願います。

- (3) 期日までにお支払のない場合は、接続試験環境がご利用できなくなる場合がありますのでご注意ください。

8 電子証明書の失効依頼

- (1) 電子証明書及びパスワード等が盗難及び紛失した場合は、速やかに「電子証明書失効依頼書」(別紙2)に「メーカー名」、「所在地」、「電話番号」、「失効する電子証明書の機関種別」及び「機関番号と失効する理由」を記載し、支払基金まで提出ください。
- (2) また、失効後、新たに電子証明書を発行する場合は、「電子証明書発行依頼書」の提出が必要です。

9 再審査等請求レセプトデータの受付チェック項目

参考2「再審査等請求受付チェック」のとおりです。

なお、接続試験においては、次のチェックを実施いたしません。

- (1) 再審査等請求年月日の未来年月チェック (RCSSND-W024 エラー)
- (2) レコード管理情報 (RC) レコードの相違チェック (L2206 エラー)
ただし、接続試験のみのチェックとして、履歴管理ブロックの構成チェック (L2999 エラー) を実施します。
- (3) 過去分を含めた重複チェック (L2208 エラー)
- (4) 返付依頼整理番号チェック (L2359、L2360、L2361 エラー)

10 その他

- (1) 接続試験に関するご質問等は、前記1に記載の支払基金へお問合せ願います。
- (2) オンラインによる接続試験で使用される患者情報は、個人情報保護の観点から架空のもの(例：テスト1等)を使用願います。
- (3) オンラインによる接続試験を実施する再審査等請求レセプト件数については、1回当たり100件以内を目安に作成願います。
- (4) 接続試験で送信する再審査等請求レセプトデータにおいて、再審査等請求保険者等 (HT) レコードの都道府県コードは、「50」を設定してください。
- (5) 再審査等請求レセプトデータのサンプルを、支払基金ホームページに掲載していますので、接続試験用データを作成する際にご活用ください。

※支払基金ホームページアドレス <http://www.ssk.or.jp/>